

「ひろしまの森に木づかう家」融資制度実施要領

平成21年6月16日制定

平成22年3月31日改正

(総則)

第1 「ひろしまの森に木づかう家」融資制度の実施については、この要領に定めるところによる。

(目的)

第2 この制度は、県産材を使用した住宅を新築、改築又は増築（以下「新築等」という。）しようとする場合に、県と協定を締結した金融機関から通常より低利な融資が受けられることにより、県産材の消費拡大を図り、森林所有者の森林整備の意欲を高め、健全な森林づくりを推進することを目的とする。

(用語の意義)

第3 本要領で定める用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「ひろしまの森に木づかう家」とは、別表第1の基準に適合する住宅をいう。
- (2) 「住宅」とは、人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分（人の居住の用以外の用に供する家屋の部分との共用に供する部分を含む。）をいう。
- (3) 「県産材」とは、合法な手続を経て伐採された広島県内産の丸太を加工した木材をいい、次に掲げる方法で産地及び合法性が確認された木材をいう。

ア 広島県産材産地証明協議会発行の産地証明書により証明された木材。

イ 『緑の循環』認証会議（SGEC）又は森林管理協議会（FSC）により、認定された認定事業者の認証林産物

ウ 森林・林業・木材産業関係団体が認定する合法木材供給事業者が、県内で伐採された丸太を使用していることを納品書等で明記した木材

エ 森林法に基づく伐採に関する手続きが行われたことを証する書類（以下「伐採届出書等」という。）の写しにより伐採の場所及び手法が明らかな木材

なお、木材を製品市場等で購入する場合にあつては、伐採届出書等の写し及び県内で伐採された丸太を使用していることを納品書等で明記した木材

オ アからエにより証明される広島県内産の丸太を60%以上使用した集成材、合板及びLVL

- (4) 「木造住宅」とは、構造耐力上主要な部分が木造である住宅をいう。
- (5) 「一戸建」とは、1つの建物が1住宅であるものいう。
- (6) 「新築住宅」とは、新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことの無いものをいう。
- (7) 「増築住宅」とは、居住用の家屋の床面積を増加する住宅である。
- (8) 「改築住宅」とは、住宅の一部を除去して、引き続いてこれらの用途・規模・構造の著しく異ならないよう建築する住宅、住宅の壁、柱、床、はり、屋根、天井、基礎、昇降の設備その他家屋と一体となって効用を果たす設備について取替えが行われる住宅をいう。
- (9) 「主要構造部材」とは、次に掲げる部材をいう。
 - ア 梁、桁、柱、間柱、土台、母屋、棟木、大引、垂木、筋交い及び根太をいう。

イ アの部材の代替として使用する合板

(10) 「施主」とは、住宅を新築等しようとする者をいう。

(11) 「融資金融機関」とは、知事と本融資制度に関する協定を締結し、ひろしまの森に木づかう家に低利融資を行う金融機関をいう。

(12) 「登録事業者」とは、「ひろしまの森に木づかう家」の認定を行うため、知事の登録を受けた者をいう。

(協定の締結)

第4 本制度により、「ひろしまの森に木づかう家」を新築等する者に対して、低利融資を行おうとする金融機関は、知事とこの制度を円滑に実施するために必要な事項を定めた協定を締結しなければならない。

2 金利等については、融資金融機関の定めによるものとする。

(登録事業者)

第5 本制度を受けるため、「ひろしまの森に木づかう家」と認定を行おうとする者は、知事に対し、別紙様式第1号により登録の申請を行わなければならない。

2 知事は、前項の申請を行った者が、別表第2の要件を満たす場合に別紙様式第2号により、登録証を交付する。

3 知事は、前項に基づいて登録した事業者を県のホームページ等で公表するものとする。

4 知事は、登録事業者が第5の2別表第2の条件を満たさなくなった場合又は、本制度の手続きに際して虚偽の申請が明らかになったときは、登録の取消しを行う。

5 登録事業者が虚偽申請により、不正に低利融資を受ける行為に加担するなどの不正が明らかになった場合は、知事は取消しの事由及び氏名（法人にあつては法人名）をホームページ等で公表するものとする。

(低利融資の手続)

第6 施主は、本融資制度を受けようとするときは、登録事業者と住宅を新築等するために締結する契約書に次に掲げる内容の条項を設けなければならない。

(1) 「ひろしまの森に木づかう家」を新築等すること。

(2) 本融資制度に必要な書類は、登録事業者がその責任において取り揃えること。

2 施主は、本融資制度を受けようとするときは、施主と登録事業者との契約締結後速やかに、第4に基づく協定を締結している融資金融機関に対し、低利融資の申込みを行うものとする。

3 前項に規定する申し込みに必要な書類は、次のとおりとする。

(1) 「ひろしまの森に木づかう家」融資制度申込書（別紙様式第3号）

(2) 施主と登録事業者が締結した契約書の写し

(3) 要領第5第2項に基づく登録事業者の登録証の写し

(県産材使用状況の報告)

第10 登録事業者は、認定した住宅が竣工した場合は、速やかに別紙様式第4号より施主に報告しなければならない。

2 登録事業者は、前項の報告書の写しを農林水産局農林整備部林業課に提出しなければならない。

(登録事業者の責務)

第 11 登録事業者は、木材使用量計算書、関係図面及び県産材証明書類を竣工後 5 年間保管し、施主、広島県又は融資金融機関の求めがあった場合は、速やかにその情報を開示するものとする。

(附則)

この要領は、平成 21 年 6 月 18 日から適用する。

(附則)

この要領は、平成 22 年 3 月 31 日付けで一部改正し、改正の日から適用する。

別表第1

- 1 「ひろしまの森に木づかう家」は県内に自ら居住するために新築等された一戸建ての木造住宅（二世帯住宅及び併用住宅（併用住宅の場合であっては総延べ床面積のうち居住用に係る床面積が占める割合が50%以上）を含む。）で、下記の条件を満たす木造住宅とする。

区分	新築住宅	増築住宅	改築住宅
県産材の使用率	住宅の主要構造部材に、県産材を60%以上使用すること		—
県産材の使用量	—		県産材の使用量が3 m ³ 以上
対象面積	延べ床面積が55 m ² 以上		—

- 2 法令に適合した住宅であること。
- 3 本認定によって融資金融機関から低利融資を受けようとする金融商品の融資基準に合致すること。

別表第2

第5の2で定める要件は次の各号のすべてを満たすものとする。

- 1 広島県内において、住宅を設計し若しくは販売し又は住宅の新築等の工事を請け負う者。
- 2 次のいずれかを満たす者
 - (1) 建築士法第23条に基づく建築士事務所の登録を受けている者。
 - (2) 建設業法第3条第1項の規定に基づく建築工事業又は大工工事業の許可を受けている者。
- 3 これまで県産材の利用を図ることを目的として活動している者又は知事が県産材の基礎的知識を有している認める者で次に掲げる者。
 - (1) 『緑の循環』認証会議 (SGEC) 又は森林管理協議会 (FSC) により認定された認定事業体
 - (2) これまで県が取り組んだ次に掲げる地域材利用の事業に実績を有する事業体

事業名	区分	事業主体
木の香るまちづくり推進事業	木の香るまちづくり推進協議会の開催	県
	木の香るまちづくり推進モデル事業	市町村
	県産材供給拠点整備促進事業	太田川流域森林整備センター
	木の香る学校教育づくり事業	市町村
木材産業創成事業	ひろしま木材産業創成協議会	県
	健康な住まいと木材利用ゼミナール開催	県
	木造健康住宅普及促進事業	実行委員会
	公共建築物地域材利用促進	市町村
	乾燥材普及促進事業	県木連
	木の家づくりグループ育成事業	ネットワークグループ
	木材産業後継者等育成事業	県木連
	間伐材利用建築物普及事業	市町村
	木材利用普及啓発団体強化事業	市町村及び木材団体
ひろしま木の文化創造事業	ひろしま木材産業創成協議会	県
	人と環境にやさしい木の住まいシンポジウム	木の家づくりグループ
	これからの森と住まいを考えるフォーラム	木の家づくりグループ
	木材利用普及啓発団体強化事業	市町村および木材団体
	乾燥材供給体制推進事業	木材団体
	地域材普及啓発推進事業	市町村および木材団体
	木とのふれあい施設づくり支援事業	市町村
木質資源有効利用促進対策事業	県	
ひろしま県産材普及促進事業	県木連	
県産材住宅モデル普及推進事業	民間事業体	
県産材消費拡大緊急支援事業	施主(施工業者)	
県産材消費拡大支援事業	施主(施工業者)	

- (3) 前項(1)(2)に掲げるもの又は広島県木材組合連合会が推薦するもの。

別紙様式第1号

ひろしまの森に木づかう家登録事業者登録申請書

平成 年 月 日

広島県知事 様

申込者

〒

住所

名称

印

代表者職氏名

電話番号

「ひろしまの森に木づかう家」融資制度実施要領に基づき、登録事業者の登録を受けたいので申請します。

(注)

下記の(1)及び(2)から(4)までのいずれかの書類を添付してください。

(1) 別表第2の2に基づく建築士登録又は建設業登録を証する書類の写し

(2) 別表第2の3に基づく『緑の循環』認証会議(SGEC)又は森林管理協議会(FSC)により発行された認定書の写し

(3) 別表第2の3に基づく地域材利用の取組みの参加実績を証する書類(実施主体が県以外のもの)

(4) 別表第2の3に基づく社団法人広島県木材組合連合会の推薦書

登録番号 第 号

ひろしまの森に木づかう家登録事業者登録証

下記のものは、「ひろしまの森に木づかう家融資制度」実施要領に基づく登録事業者であることを証します。

平成 年 月 日

広島県知事

印

住 所	
氏 名	
登録に関する条件等	(条件) 1. 申請内容に変更があった場合は、速やかに届出をしなければならない。 2. 「ひろしまの森に木づかう家」の認定にあたっては「ひろしまの森に木づかう家」融資制度実施要領（以下「要領」という。）を遵守すること。 3. 要領第5第2項の規定を満たさなくなった場合又は融資に際しての虚偽申請があったことが明らかになったときには、登録事業者の認定の取消しを受けること。 4. 虚偽申請により不正に低利融資を受ける行為に加担するなどの不正が明らかとなった場合は、取消しの事由及び氏名（法人にあっては法人名）が公表されること。

「ひろしまの森に木づかう家」融資制度申込書

(融資金融機関) 様

施主	(住所)	印
	(氏名)	

「ひろしまの森に木づかう家」に係る融資制度の適用を受けたいので、融資を申し込みます。

なお、融資を受けるにあたっては下記の事項が適用されるものとします。

記

1. 融資の適用を受ける住宅は (以下「融資住宅」という。), 次に記載する住宅です。

住宅の住所	
住宅の名称	(特に定めていない場合は記入の必要はありません)

2. 融資住宅については、広島県の定める「ひろしまの森に木づかう家」融資制度実施要領 (以下「要領」という。) に適合して建築します。

3. 融資住宅について、融資の決定の後に要領に適合しなくなった場合は、遅延なく報告します。

(注) 下記の書類を添付してください。

- (1) 施主と登録事業者が締結した契約書の写し
- (2) 要領第5第2項2に基づく登録事業者の登録書の写し

